

## 再 評 価 書

事業名	一般国道306号 伊船BP		事業区分	道路事業		室名	道路整備室	
事業概要	工期 (下段:当初)	H7年~H21年	全体事業費 (下段:当初)	1,356百万円(負担率:国5.0:県5.0:他0)				
		H7年~H19年		1,436百万円(負担率:国5.0:県5.0:他0)				
事業目的及び内容								
<p>一般国道306号は、三重県安芸郡河芸町を起点とし、亀山市、三重郡菟野町等を通り、滋賀県彦根市に至る約86km(三重県内の改良率約93.9%)の幹線道路であり、一般国道23号、1号、東名阪自動車道鈴鹿IC及び一般国道365号と接続し、三重県北勢地域の広域ネットワークを形成しています。</p> <p>また、沿線地域にはシャープ亀山工場や本田技研工業鈴鹿工場及びその関連企業が立地するなど、生産企業が集積する県内有数の地域となっており、広域幹線道路としての整備が求められています。</p> <p>しかし、鈴鹿市伊船町地内の本路線は人家密集地域を通り、地域の生活道路としても利用されていますが、歩道もなく幅員狭小であることから、歩行者の安全や自動車の円滑な通行が、確保できていない状況です。</p> <p>一般国道306号伊船バイパス整備事業は、鈴鹿市伊船町から同市長澤町までのバイパス道路を整備することにより、通過交通を生活道路から分離し、広域幹線道路としての機能と安全・安心な交通の確保を目的としています。</p> <p>事業計画期間15年、全体事業費1,356百万円で計画しています。 事業概要 延長1,750m、車道幅員6.5m(歩道幅員3.0m)</p>								
事業主体の再評価結果								
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>事業着手後10年が経過し、継続中の事業であるため三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いました。</p>								
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>(事業の進捗状況)</p> <p>平成7年度に事業化し、平成9年度より用地買収に着手し、平成15年度から工事を進めており、進捗率は45%となっています。</p> <p>早期の事業効果を発現するために、伊船町から県道神戸長沢線までの区間(延長1,060m)を集中的に整備することとしています。</p> <p>(今後の見込み)</p> <p>平成18年度までに集中整備区間の部分供用を目指し、平成21年全線供用を目標としています。</p>								
<p>3 事業を巡る社会経済状況等の変化</p> <p>(周辺の開発状況)</p> <p>当該整備区間がある鈴鹿市伊船町に平成12年3月伊船工業団地が整備され、現在、物流関連企業が進出しており、今後、自動車関連企業の進出も見込まれています。</p> <p>また、大型ショッピングセンターの出店計画もあるなど、一層の交通量増加が予想され、道路整備が急がれる状況にあります。</p>								

#### 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化等

##### 4 - 1 費用対効果分析

走行時間短縮便益が50億円  
走行経費減少便益が5億円  
交通事故減少便益が2億円  
総費用が14億円となり

費用対効果分析の結果は、4.0となりました。

##### 4 - 2 地元の意向

当該道路は、国道306号整備促進同盟会（構成：三重県津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、菰野町、河芸町、滋賀県彦根市、多賀町）が結成されており、当該事業の早期完成を強く要望されています。

また、本年7月には伊船町地内の現道で死亡事故が発生していることから、本事業の早期完成が強く求められています。

#### 5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

##### 5 - 1 コスト縮減

工事実施にあたっては、盛土区間の必要土は他の工事箇所からの搬入土を活用し、購入費の縮減に努めます。また、地元住民との協議により、取付道路1路線を廃止し、工事費の縮減を行っています。

概算のコスト縮減額は、約8千万円で、これは全体事業費の約6%となります。

##### 5 - 2 代替案

当該区間の道路整備には、現道拡幅案も考えられますが、現道部分には多くの人家が連担し、移転に多額の補償費がかかるうえ、多くの時間を必要とします。また、重要な接続ポイントである東名阪自動車道鈴鹿ICとのアクセスが向上することに加え、地域の安全・安心な交通の確保という観点からも現バイパス計画が優れていると考えます。

なお、現在の工事進捗や用地買収の状況から判断しても、この代替案は考えられず、現計画で進めることが妥当であると判断しています。

#### 事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えている。